

第14回放課後児童対策に関する専門委員会	資料2
令和4年12月21日	

社会保障審議会児童部会 放課後児童対策に関する専門委員会
とりまとめ (素案)

令和5年〇月〇日

はじめに	1
I. 放課後児童クラブの喫緊の課題について	3
1. 放課後児童クラブの待機児童対策について	3
2. 放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型の推進について	7
3. インクルージョンの推進について	10
4. その他の課題（または、「今後の課題」）	14
II. 児童館について -児童館のあり方に関する検討ワーキンググループとりまとめ- ...	17
おわりに	18
【関連資料】	19
「放課後児童対策に関する専門委員会」委員名簿（令和4年度）	19
「放課後児童対策に関する専門委員会」開催経過（令和4年度）	20
「児童館のあり方に関するワーキンググループ」委員名簿	21
「児童館のあり方検討ワーキンググループ」開催経過	21

【参考資料】

はじめに

- 本専門委員会は、平成 29～30 年にこどもの放課後生活の重要性や放課後児童対策の方向性、特に放課後児童クラブの今後のあり方について議論し、平成 30 年 7 月 27 日に「総合的な放課後児童対策に向けて」と題する中間とりまとめ¹を公表した。
- 中間とりまとめにおいて、こどもの放課後生活における目指すべき姿として、以下の 3 つの視点を提示した。

①児童の権利に関する条約と改正児童福祉法の理念を踏まえたこどもの主体性を尊重した育成

- ・ 放課後児童対策の中で、全てのこどもに対し「こどもの最善の利益」を保障していかなければならない。「こどもの最善の利益」を保障するには、放課後児童対策に関わる者のあり方も問われる。
- ・ こどもの主体性や自己決定力の尊重や育成が、児童の権利に関する条約の精神からみた育成観である。

②こどもの「生きる力」の育成

- ・ こどもの自主性、社会性や自立を育む観点に立ち、放課後生活と学校教育を通じてともに「生きる力」を育成することが必要である。

③地域共生社会を創出することのできるこどもの育成

- ・ 地域社会を構成する一員として、人と人がつながり合い、多様性を許容できるこどもを育てていくことが求められる。そのために、こどもが地域に関わりをもって育つことが保障されなければならない

- また、これら 3 つの視点が、放課後児童対策におけるこどもの育成の理念として貫かれることを求めた上で、こどもが育つ場が多様に用意される必要があり、総合的な放課後児童対策の展開が求められる、とした。

- その後、平成 30 年 9 月 14 日付けで、「新・放課後子ども総合プラン」（文部科学省生涯学習政策局長・初等中等教育局長・大臣官房文教施設企画部長、厚生労働省子ども家庭局長通知。以下「新プラン」という。）が策定され、現在、これに基づいた放課後児童対策が進められているところである。

- 新プランでは、令和 5 年度末までの以下の 4 つの目標が掲げられている。
 - ①放課後児童クラブの待機児童解消を目指した受け皿の整備（量の拡充）
 - ②放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に又は連携して実施し、一体型

¹ https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000204398_00001.html

を推進

③両事業の実施にあたっては、学校施設を徹底的に活用

④放課後児童クラブの役割の徹底である。

- 新プランの最終年を迎えるにあたり、以下の幾つかの検討すべき喫緊の課題があることから、令和5年度に創設される「こども家庭庁」において継続的な議論が行えるよう、喫緊の課題について議論し、現段階でできうる整理を行った。
 - ①放課後児童クラブの待機児童対策
 - ②放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型の推進
 - ③放課後児童クラブの障害児受け入れ、インクルージョン
- また、放課後児童対策を議論していくにあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が、放課後児童クラブの運営に多大な影響を与えたことを考慮した議論が求められる。
- さらに、放課後児童施策においては、児童館も重要な位置づけにある。放課後児童クラブの議論と平行して、総合的に児童館のあり方を検討することとし、本専門委員会にワーキンググループを設置して検討を行った。
- なお、放課後児童対策について議論する際に、労働政策や教育政策についても視野に含めることが必要であるが、本報告ではこども家庭福祉政策に絞ってとりまとめを行った。なお、本報告における「放課後」とは、授業の終了後に加え、学校の休業日（土曜日、日曜日、長期休業期間等）も含まれるものである。

専門委員会における主な意見

- ・コロナ禍においては、こども、保護者、支援員が一体となり、コロナ禍での生活について考えてきた。コロナ禍で見えてきた課題等も含めて議論をしていくことが必要。
- ・放課後児童対策を考える上では、こどもの権利保障の視点での議論も重要。
- ・放課後児童クラブだけでなく、児童館等を総合的にこどもの放課後の居場所として考えていくことも必要。

I. 放課後児童クラブの喫緊の課題について

- 近年の社会的動向を踏まえ、今後のこどもたちの育成支援や放課後生活の保障を考えるにあたって、次の3つの課題について検討していくこととした。
 - (1) 放課後児童クラブの待機児童対策について
 - (2) 放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型の推進について
 - (3) インクルージョンの推進について

1. 放課後児童クラブの待機児童対策について

- 放課後児童クラブは、年々増加している。厚生労働省が毎年実施している「放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況調査」(以下、「実施状況調査」という。)によると、令和3年5月1日現在、放課後児童クラブ数は26,925か所、支援の単位数は35,398支援の単位、登録児童数は1,348,275人となり、過去最高を更新している。

注：R4.5.1 現在の実施状況調査発表後に数字を差し替える。(以下同様)

- 待機児童(利用(登録)できなかった児童)は、実施状況調査によると、13,416人(令和3年5月1日現在)である。令和元年をピークにして、2年連続減少傾向を示した。これは受け皿整備が順調に進んでいること等から、減少していると思われるが、新型コロナウイルス感染症の影響により、保護者の就労形態の変化や利用控えもあったことも想定され、詳細な分析は困難である。

※待機児童の考え方は、実施状況調査の実施要領(以下の枠内に該当部分を抜粋)において、以下のとおり示されている。

「利用(登録)できなかった児童数」の定義及び把握について

調査日時点において、放課後児童クラブの対象児童で、利用申し込みをしたが利用(登録)できなかった児童を把握すること。

このため、市町村においては、利用申し込み時点において、当該放課後児童クラブに登録できなかった児童のその後の状況について必要な情報の収集及び把握を行うこと。

(注1) 利用申し込み時点において登録できなかった児童が調査日時点において他のクラブを利用している場合には、本調査の待機児童数には含めないこと。

(注2) 調査日時点において放課後児童クラブを利用しているが、第一希望のクラブでないなど、保護者の私的な理由により他のクラブに利用希望が出ている場合には、本調査の待機児童数には含めないこと。

(注3) 他に利用可能な放課後児童クラブがあるにもかかわらず、特定の放課後児童クラブを希望するなど、保護者の私的な理由により待機している場合には本調査の待

機児童数には含めないこと。

※他に利用可能な放課後児童クラブとは、以下2点を満たすものをいう。

(1) 開所時間が保護者の希望に忠えている。(例えば、希望の放課後児童クラブと開所時間に差異がないなど)

(2) 立地条件が通所するのに無理がない。(例えば、通常の交通手段により、20～30分で通所が可能など)

(注4) 利用申し込み時点において登録できなかった児童の保護者が求職活動中の場合については、本調査の待機児童数に含めることとするが、調査日時点において、求職活動を休止していることの確認ができる場合には、含めないこと。

※求職活動を休止していることの確認方法については、以下のような例により行うこと。

(1) 保護者への電話・メール等により、求職活動の状況を聴取

(2) 保護者に以下の書類の提出を求めるなど、求職活動状況の報告により確認

・ 求職活動状況を確認できる証明書類

・ 求職サイトや派遣会社への登録などの活動を証明できる書類

・ その他、面接等の活動を行っていることが確認できる書類(申込書の写し等)

(注5) 産休、育休明けの利用希望として事前に利用申し込みが出ているような、利用予約(利用希望日が調査よりも後のもの)の場合には、本調査の待機児童数には含めないこと。

(注6) 保護者が育児休業中の場合については、放課後児童クラブの利用が可能となったときに復職することを、調査日時点などにおいて継続的に確認し、復職に関する確認ができる場合には、待機児童数に含めること。ただし、それが確認できない場合には、待機児童数に含めないこと。

※保護者の復職に関する確認方法については、以下のような例により、利用申し込み時点に限らず、継続的に確認を行うこと。

(1) 申込みの際に、保護者の復職に関して、確認するためのチェック欄等を設けて確認

(2) 保護者への電話・メール等により、意向を聴取

(3) 保護者に入所に関する確約書の提出を求めて確認

- 放課後児童クラブを利用できなかったこどもには、放課後児童クラブ以外の施策を利用することで申請を取り下げたことにより待機児童となっていない場合や、待機児童となっても他の施策において放課後児童クラブと同様に放課後児童支援員の安全管理下で過ごしている場合など、様々な状況があると考えられることから、これらの状況を踏まえ、あらためて待機児童の考え方を整理することも必要。

- 放課後児童クラブの実施場所のうち、過半数²が学校敷地内や余裕教室である。そのため、余裕教室の活用方法や、特別教室等のタイムシェアのあり方についても丁寧な議論が求められる。
- 待機児童対策については、現在進めている受け皿整備を引き続き実施することが求められる。一方で、児童館など他の施設等を利用することで、放課後児童クラブを利用するのと同様に、放課後を安全・安心に過ごすことができるこどももいると考えられることから、放課後児童クラブだけでなく、他の居場所の確保を含めて総合的に検討することが必要である。

専門委員会における主な意見

【待機児童の定義等】

- ・放課後児童クラブ以外の施策を利用することで、申請を取り消された、あるいは辞退された方が、どのような施策を利用したこととしたのか把握することも、待機児童の定義を議論する上で必要。
- ・利用申し込みの段階で申し込みを受理されず、口頭で断られるケースや、クラブの人的・物的受入体制が整っていないため、やむを得ず利用の自粛を要請されているケースもあるのではないかと。いわゆる隠れ待機児童というものについても、待機児童対策を考えていく上で、議論することが必要。
- ・放課後子供教室において、放課後児童クラブ利用児童と同様に、支援員の安全管理下で放課後を過ごしている児童も待機児童に含めるべきなのか、待機児童の定義を議論する上で検討することが必要。
- ・待機児童対策として、国としてクラブ以外の施策も含め規制を緩和するのかどうか、基準の問題を議論することも必要かもしれない。それと同時に、自治体における好事例を作っていくことも大事。
- ・待機児童対策を考える上で、利用している保護者やこどもたちがどういうふうに感じているのかを反映させていく必要がある。

【受け皿整備】

- ・放課後児童クラブの受け皿整備を推進すると、高学年児童の申し込みが増えるなど潜在ニーズが掘り起こされて、待機児童が減少しない要因となっている。
- ・住宅地の開発がある地域だけ急にこどもの数が増え、その地域だけ待機児童が発生するというケースについては、対応が難しい。
- ・待機児童対策として、放課後児童クラブ以外の受け皿に資格者がいないといろいろと

² 実施状況調査によると、令和3年5月1日現在、学校の余裕教室が7,646か所(28.4%)、学校敷地内の専用施設が6,745か所(25.1%)

課題が出てくる可能性があり、人の問題というのは非常に大きい。

【利用調整、他事業】

・放課後児童クラブを利用しているこどもの中にも、必要度が低かったり、習い事等で利用日数が少ないこどももいる。児童館などの他の施設の利用を、こどもの自立に向けて勧めていくことで、本当に必要度の高いこどもが放課後児童クラブや放課後子供教室で安全・安心に過ごすことで、待機児童に関しても減少していくのではないか。放課後児童クラブ、放課後子供教室のみならず、他の居場所を含めて、放課後児童対策を考えていくことが必要。

・待機児童対策としての児童館の利用について、出入りが自由という面では、保護者の方が帰ってくるまでしっかりちゃんと見てくれている放課後児童クラブの方が良いという部分もあるかもしれない。児童館に併設するかたちで、放課後児童クラブや放課後子供教室が出来たら良いと考える。

【学校等施設】

・待機児童対策として、学校の余裕教室の使用の仕方、他の施設の魅力向上を含めて総合的な施策というものを今後検討していくことが必要。

・学校の余裕教室がいつまでも継続して使用できないとなると、プレハブを建設して対応することが考えられるが、こどもが減少してきている地域では、それとの兼ね合いがあり非常に難しくなっている。

・利用児童が少ない幼稚園もあるので、学校の近隣に幼稚園がある場合には、幼稚園のスペースをうまく使えないかどうかということも考え方の一つ。

・放課後児童クラブについて、生活の場としての機能を確保するという観点から、タイムシェアの考え方が沿うのかどうかということも議論が必要。

2. 放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型の推進について

- 新プランにおいて、一体型の放課後児童クラブと放課後子供教室とは、「全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小中学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるもの」としている。実施状況調査（令和3年5月1日現在）によると、全国の放課後児童クラブのうち、5,885か所（40.9%）が一体型として実施している。
- 一体型の効果としては、所属の異なる子どもたちが交流できることや、放課後児童クラブの子どもにとって、地域住民による多様な教育プログラムを体験できることが挙げられる。
- しかし、一体型の考え方や目的が現場に浸透しているとは言えず、また、企画立案、実施場所の確保等の準備段階における放課後児童クラブと放課後子供教室の関係者間の連携や、実際に支援に当たる人材の確保などの課題がある。また、待機児童対策同様に、学校の余裕教室活用や特別教室等のタイムシェアについては、教室の利用調整や管理責任の明確化等の課題が指摘されている。
- 一体型の運営においては、放課後児童クラブに通うこどもの生活の場としての機能を十分に担保し、育成支援の環境に配慮することが必要である。具体的には、活動プログラムに参加しないこどもの気持ちにも配慮することなどが考えられる。
- 一体型を推進する際には、両事業の目的や趣旨を正しく理解することが重要であり、放課後児童対策の理念と重ね合わせて、検討することが求められる。

専門委員会における主な意見

【一体型の効果】

- ・ 一体型の効果は、所属の異なる子どもたちが交流できることや、放課後児童クラブの子どもにとって、地域住民による多様な教育プログラムを体験できること。
- ・ 一体型は多くの地域の方々の参加によって地域交流が進むことから、放課後児童クラブが社会資源としての認知度や価値が高まる。

【一体型に関する理解】

- ・ 放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型の実施、学校施設の利活用については、国が発出する通知が現場にしっかり伝わるようにしていくことが必要。
- ・ 放課後児童クラブと放課後子供教室との一体型の実施に向けては、「新・放課後子ども

総合プラン」の内容が、担当部局に浸透していないことも課題。

- ・一体型、連携型、統合型と言われる問題点などについて、現場の方々からの聞き取りを行い、課題を整理していくことが必要。
- ・放課後子供教室は、大人の学びの成果を活用する生涯学習・社会教育の一環であり、地域の大人がこどもと交流することがポイント。
- ・一体型を推進するのであれば、こどもが単なるプログラムの対象となるのではなく、こどもとともに考えて最善の利益を保障していくことが必要である。
- ・一体型を推進するのであれば、こどもにとって放課後とは何かという理念を再確認すると共に、放課後子供教室にかかわる人材への研修の充実が求められる。
- ・文部科学省が想定している放課後子供教室（地域の方々教育プログラムを提供するもの）と、自治体によって行われている一体型（同一の実施主体が同一の居場所を提供するもの）には乖離がある。
- ・放課後子供教室は居場所ではないとの指摘があり、大人のための活動のように見える。一体的に実施すべきものは何か検討する必要がある。
- ・目的が異なる2つの事業を「一体型」という言葉から、安易に統合をして「一体化」してしまうことに懸念がある。それぞれの目的に沿って、役割を果たしながら連携して実施していくことが必要である。

【一体型の課題】

- ・一体型の課題は、全学年を網羅する企画立案、場所の確保、準備時間がとりづらい、放課後児童クラブ職員と放課後子供教室の関係者間の連携、プログラムに参加しないこどもへの対応が挙げられる。
- ・放課後児童クラブと放課後子供教室との一体型の推進については、様々な効果があると考えられるが、小学校の統廃合も考慮しつつ検討することが必要。
- ・中学校のクラブ活動の地域移行もあることから、推進する担い手の確保も課題。
- ・35人学級等が進んでいく中で、特別教室や普通教室が活用されている状況にあり、学校の教育に支障のない範囲で、学校内のスペースを有効に活用することは困難。
- ・余裕教室の活用は難しいが、特別教室の一時的な活用には可能性がある。そのためには管理責任の明確化が重要である。
- ・一体型推進にあたり、放課後のこどもの教育のあり方について整理が必要。例えば、文部科学省の想定している放課後子供教室のあり方と現場の乖離や、その背景にある地域住民のボランティア等の参画には限界があること等。
- ・「学校教育に支障がない範囲で」学校施設を使用できるという原則には違和感がある。公共施設であるので、更に学校施設・設備を放課後にシェアできるようにすべきではないか。特別教室や図書室などを開放し、こどもの意見から企画するなどによって、楽しいプログラムができるのではないか。
- ・私立学校で校舎をフル活用して、放課後の選択肢を広げている例がある。
- ・小学校施設整備指針では放課後児童クラブのスペース確保に言及しているが、学校施

設全般をすべてのこどもの放課後の充実のために屋外も含めて改善・活用するような取組も期待する。

- ・今後余裕教室が使用できなくなる可能性も想定して議論をすることも必要。

【一体型の運営】

- ・放課後児童クラブと放課後子供教室が相互補完できる施策の展開を検討して欲しい。
- ・放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的な事業者で行うべきかどうか、学校運営協議会とは全く別物として運営するかたちとした場合など、メリット・デメリットを検討していくことが必要。
- ・放課後児童クラブは生活の場として考えており、プログラムに参加しないこどもの生活を守ることが重要であり、一体型推進においても注意する必要がある。
- ・両事業を統合して一体化するというのではなく、両事業の特性を生かしながら連携していくことが、こどもの最善の利益につながる。
- ・地域や学校との連携を進めていくためには、地域学校協働本部の取り組みや、地域学校協働活動推進員という人材の活用が重要である。
- ・地域学校協働活動推進員はコーディネーターの役を担っており、社会教育士などの資格取得等の専門性向上を推進することが望まれる。
- ・放課後支援において期待される「地域」の参加には、関係する組織や機関、企業も含まれることも意識し、積極的に生かす必要がある。

【その他】

- ・コミュニティ・スクールにおける学校運営協議会に放課後児童クラブ関係者が入ることがますます望まれる。
- ・学校運営協議会に放課後児童クラブ関係者を入れることを推進できないのか。また、児童館、放課後等デイサービス関係者を入れることも検討すべき。

3. インクルージョンの推進について

- 放課後児童クラブにおける障害児の受け入れ状況は、受け入れクラブ数、登録児童数ともに増加傾向にある。令和3年5月1日現在、受け入れクラブ数は15,564か所(57.8%)、登録児童数は50,093人(3.7%)である。なお、全登録児童数に対する障害児の登録児童数の割合は3%台で推移しており、大きな変化は見られない。
- 障害児の保護者の就労を支援する観点からも、放課後児童クラブには期待が寄せられるところであるが、職員体制等を理由に受入が困難であったり、障害特性に応じた対応ができずに退所を余儀なくされているケースがあることも報告された。放課後児童クラブにおける障害児の受け入れについては、多くの課題があると言える。
- 障害児の受け入れにあたっては、各自治体においてさまざまな工夫が見られる。保護者の就労支援や、インクルージョン(包容・参加)の観点から、多様な障害特性や医療的ケアの状態への対応が求められるようになるのではないかと。
- インクルージョンの推進を考える際には、放課後等デイサービス³等の障害福祉サービスとの連携が重要である。また、保育所等訪問支援⁴の活用が期待される。
- 令和3年に成立した「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」(令和3年法律第81号)が同年に施行され、放課後児童健全育成事業者には放課後児童クラブを利用している医療的ケア児に対して適切な支援を行う責務⁵を有することとなった。
- インクルージョンが推進されることは、障害の有無に関わらず、こどもが共に過ごすことによって、お互いを理解しあい、地域共生社会を創出することのできるこどもの育成に必要なことである。
- 一方で、障害児の育成支援について専門的知識・技術をもつ職員の確保には困難がある。

³ 児童福祉法第6条2の2④に規定する放課後等デイサービスとは、学校教育法第1条に規定する学校(幼稚園、大学を除く)に就学している障害児につき、放課後又は休業日に、児童発達支援センターその他の厚生労働省令に定める施設に通わせ、生活能力向上のための訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与することをいう。

⁴ 児童福祉法第6条2の2⑥に規定する保育所等訪問支援とは、保育所その他児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令が定めるものに通う障害児又は乳児院その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令に定めるものに入所する障害児につき、当該施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与することをいう。

⁵ 同法第六条第二項(抜粋) 放課後児童健全育成事業を行う者は、基本理念にのっとり、当該放課後児童健全育成事業を利用している医療的ケア児に対し、適切な支援を行う責務を有する。

- なお、療育手帳等を所持しておらず、障害が明らかになっていないが支援を要する子どもや、発達に偏りのある子どもも増えており、育成支援において配慮が求められている。
- 放課後児童クラブにおけるインクルージョンの推進については、医療的ケア児を含めてその実態を把握し、子ども・保護者の意見はもちろんのこと、放課後児童支援員、市町村職員、関係機関・施設等の意見も聴取しながら、引き続き議論されることを期待する。

専門委員会における主な意見

【障害児の受け入れについて】

- ・ 障害児は健常児の入所申請とは別に先行受付をしている。面談等を通じて保護者や子どもとの信頼関係を深めるようにし、関係者調整を提案する等して、保護者との情報共有を行うことで、不安を抱える保護者に寄り添っている。
- ・ 既存の放課後児童クラブでは受け入れが困難な重度の障害児が利用できる放課後児童クラブを設置している。ここでは放課後等デイサービスや他の放課後児童クラブと全く同じ支援はできないが、どちらの要素もあるというのが特徴。
- ・ 利用者数や在籍校の増加によって、送迎は課題である。
- ・ 障害児の受け入れ定員を設定することについて。利用しやすくなる反面、待機も増えるのではないか。
- ・ 小学校卒業後の過ごし方について、担当ケースワーカー等と相談しながら、行き場がないということがないような支援が必要。
- ・ 普通学級に在籍して、発達の遅れや偏りがある子どもも多く放課後児童クラブを利用している。
- ・ 生活の見通しがもてるように、放課後児童支援員の声かけや働きかけなどの少しの手立てがあるだけで、安定した生活につながることもある。
- ・ 放課後児童クラブを障害児が利用できるという案内を、保育所や障害児を育てる保護者の会等に情報提供することも行っている。
- ・ 発達障害や障害が明らかになっていない支援を要する児童への対応が課題となっている。
- ・ 障害児支援のスキルは、発達障害児や健常児にも応用でき、放課後児童クラブでの過ごしやすさには貢献できるようになる。
- ・ 障害児支援のための職員の配置については、有資格者や経験者を確保することが困難なため、オン・ザ・ジョブ・トレーニングや研修が必要である。
- ・ 個別支援計画の作成については、障害福祉サービスの事業所で働いた経験のある職員

等が指導している。

- ・地域にある障害児支援が得意な事業所と連携して、面で支えていく観点が求められる。
- ・他の放課後児童クラブで受入を拒否されたり、問題が起こった時点で退所を促されるケースがあり、藁をもつかむ思いで放課後児童クラブを探している保護者がいる。放課後児童クラブ側の人員確保や資質向上が課題である。
- ・保護者との情報共有（専門機関での指導記録等を含めて）が重要で、育成支援に必要不可欠。

【放課後等デイサービス等との関係について】

- ・放課後等デイサービスなど他制度の状況を見ながら議論することが必要。
- ・放課後児童クラブ利用終了後（小学校卒業後等）において放課後等デイサービスへの丁寧な引継ぎ、コーディネートが必要。
- ・放課後児童クラブと放課後等デイサービスの渡り廊下をもっと太く、しっかりとしていくことが必要。
- ・保育所等訪問支援についても放課後児童クラブへの派遣が増えるようにするなど、障害福祉施策との連携も検討が必要。
- ・スーパービジョンの仕組みの検討が期待される。保育所等訪問支援の活用が求められ、児童発達支援センターとの連携強化が必要ではないか。
- ・放課後等デイサービス事業所との連携が求められる。
- ・放課後等デイサービスと放課後児童クラブの併設等は難しいかもしれないが、インクルージョンの視点も持ち、並行的に利用できるような仕組みも必要である。
- ・放課後等デイサービスと放課後児童クラブの併設や、保育所等訪問支援で放課後児童クラブを対象としているか等、明らかになっていないことがある。実態を把握し、課題があれば、それを改善していくことも求められる。
- ・放課後等デイサービスとの連携は、専門性共有という点で意味がある。
- ・放課後児童対策の観点から、放課後等デイサービスについての議論が必要ではないか。

【医療的ケア児の受入について】

- ・医療的ケア児の受入については、すぐに受け入れることができない場合が多く、待機児童となる可能性があるため、こどもを中心に保護者も含めて総合的に支援をコーディネートしていくような役割が必要。
- ・医療的ケア児については、どこまで受け入れられるのか、その都度の検討が必要。
- ・医療的ケア児の支援が看護師配置により実現できていることを実感している。利用機会の確保だけではなく、関わる放課後児童支援員の専門知識の向上や設備等の受け入れ環境の整備が急務である。

【インクルージョンの推進について】

- ・放課後児童クラブにおけるインクルージョンについては、医療的ケア児を含めて実態

を把握し、こどもの声を含めて検討していくことが必要。

- ・放課後において、障害を持たないこどもが、障害を持つこどもと接する機会が無いことも問題。

- ・インクルージョンの推進については、現場の方々からの聞き取りを行い、課題を整理していくことが必要。

- ・障害児の受け入れについては、障害の有無を伏せて欲しいという保護者もいるので、周囲のこどもへの配慮も含めた検討が必要。

- ・障害児を育てる保護者の会からは「健常児と障害児が一緒に行う活動を可能な限り多くして欲しい」という要望がある。共生社会構築のためにもお互いを理解し合える環境が重要である。

- ・インクルージョンの推進はきわめて重要だが、全ての放課後児童クラブにおいて、人的・物的環境が揃わず困難をとまなう。

- ・インクルーシブ型放課後児童クラブを整備、拠点化し、そこから順次広げていく方法もあるのではないか。

- ・重複した障害をもつこどもの育成支援に携わった。身体障害のあるこどもにとっては設備が整っていなかった。しかし、健常児との関わりや声かけ、誘導などがあり、安定して過ごせた。

【その他】

- ・障害のあるこどもが、特別支援学校、放課後児童クラブ、放課後等デイサービスなど移動を強いられている。学校内に放課後児童クラブとあわせて放課後等デイサービスを設置できないか。

- ・(障害者総合支援法における)自立支援協議会に放課後児童クラブが入っている例もある。障害児支援の枠組みの中に一般施策である放課後児童クラブが入っていき、つながるといいうのも可能ではないか。

4. その他の課題（または、「今後の課題」）

- 本委員会の中で、各委員から放課後児童施策を考えていく上での検討課題が提起されたので、以下にまとめておく。今後、議論が深められることを期待する。

専門委員会における主な意見

【場について】

- ・放課後の居場所については、小規模で家庭的な環境の構築も必要ではないか。
- ・学校内の施設で利用されていないスペースを活用することで、放課後のこどものスペースを確保できるのではないか。また、プレハブ等独立した建物を設置する場合には、子どもたちにとって居心地の良い楽しい場所にしていくという空間の考え方も必要。
- ・校内で実施する場合はスペース確保の問題が非常に大きいため、児童館の活用についてしっかりと考えていく必要がある。
- ・地域全体を、どのように放課後仕様にしていくのか、放課後児童クラブ、児童館、その他の場所を安全かつ柔軟に移動できるという仕組みも考える必要がある。
- ・余裕教室・特別教室も実態を適切に把握した上で、しっかりと利用すべき。
- ・放課後児童対策にあたり、もう少し学校施設を使えるようになったら良い。

【プログラムの質】

- ・待機児童数等、人数や量の話だけでなく子ども達が楽しめているかという点も重要。
- ・放課後プログラムの質の保証の観点から、質の高いスタッフやボランティアの配置に寄与する中間支援組織の拡充も必要。
- ・放課後支援は地域全体で考えることが重要である。
- ・子ども達が一緒に学ぶ、考える、楽しく過ごすことが足りてないのではないか、そういった居場所機能を位置づけとして明確化させることも考えられる。
- ・放課後は学校の延長ではないため、こどもの生活と遊びをどう支えていくのが重要である。

【人材の確保】

- ・放課後児童支援員の養成や確保などについて、現在の取組が十分なのかどうか、人材確保に向けた具体的な方策について検討することが必要。
- ・大学等在学中の学生が、夏休み等に放課後児童支援員認定資格研修を受けられるようにすることで、放課後児童支援員になる動機づけができるのではないか。
- ・放課後児童支援員については、養成数も増えているが、離職も一定数ある。募集をかけると高齢の方の応募もあるが、肉体的・精神的にもハードであり、採用に至らないこともある。また、扶養の範囲内で就労したいと希望する声もあることに留意が必要。

- ・放課後児童支援員については、離職率が高く、処遇改善の実施率が低いことも課題。
- ・放課後児童支援員の募集について、60歳以上の高齢の方の応募も多いが、体力的に厳しいため人材確保が大変。
- ・放課後プログラムを提供するに当たり、プログラムコーディネーターのような専門性を有する人材を配置し、個々の児童との話し合いを通じて、個々に決定する手続きも検討が必要。
- ・こどもの人口減少の影響、放課後児童支援員の確保、キャリアアップなどの処遇改善、ハラスメント事案への対応の検討も必要。

【評価（自己評価、第三者評価）】

- ・放課後児童クラブや児童館の自己評価、第三者評価について、利用者の評価や子ども自身の声を聴きながら評価し、放課後のこどもの権利保障のサイクルを確立していくことが必要。
- ・保護者も安心できる場所になっているかということも評価し、それを保護者に伝える取組があっても良い。

【学校等との連携】

- ・コロナや災害の対応に向けて、発生前の段階から学校との連携を強化しておくことが必要。

【こどもの意見反映】

- ・学校、保護者などの大人から離れて遊びたいと感じる子どももいるのではないか。
- ・放課後の居場所全体が権利の砦に本来なるべきであり、児童遊園の活用方法も含め、こどもの意見を聴きながら決めていく取組があっても良い。
- ・放課後児童対策に関する制度や施策を検討する上で、利用する子どもたちや保護者の思いをきちんとつなげていくことが必要。

【福祉的な課題への対応】

- ・福祉的課題を抱えた子どもを取り残さないためにも、放課後児童対策はその柱になるのではないか。
- ・虐待や孤立している家庭に対して施策をもっと開いていこうという議論がある中、放課後児童クラブの利用要件は自治体によって定められているが、そのような制限したかたちにすべきなのかといった議論もしていくことが必要。
- ・特別な配慮を必要とする子どもは障害児のみならず、海外につながるのある子どもなども考えられ、支援に必要な連携やスーパービジョンを検討する必要がある。
- ・ある市の放課後児童クラブでは、学校の給食センターで調理された昼食が提供されている。保育所併設の放課後児童クラブでも昼食提供事例がある。こどもの貧困対策から

昼食提供、学校の給食設備の活用も検討すべき。食育やこども食堂などでも活用できるのではないかな。

【その他】

・制度以外の部分で、同じような目的の民間施設がどのくらいあって、どのくらいの人
が利用していて、支援員の質がどうなっているのか、という点も議論できたら良い。

Ⅱ. 児童館について ―児童館のあり方に関する検討ワーキンググループとりまとめ―

(ワーキンググループのとりまとめを掲載する)

専門委員会における主な意見

- ・家庭、学校に続く第三の居場所（サードプレイス）の役割に加え、特に大型児童館については、こどもが避難できる場所（アジール）としての役割も考えられるので、役割の明確化が必要。
- ・コンピューターゲーム、飲食、宿題などをこども達が自由に行える居場所の機能を持つことも考えられる。
- ・新たな役割として、地域やこども達の福祉的課題に対応する機能・役割というものについても検討が必要。
- ・動物園への訪問などイベントを実施する場合、施設に残る職員が少なくなってしまうので、職員の確保が課題。また、ネット環境の整備も課題。
- ・障害のあるこどもや悩みを抱えているこどもの利用実態もあり、こどもの意見を述べる場として位置づいている。
- ・サードプレイスとしての役割、福祉的課題を抱えたこども・家庭・保護者にとって敷居の低い場所としての位置づけとなるよう、積極的な活用を検討することが必要。
- ・生活困窮世帯、ひとり親、不登校などのニーズが高く、そういった家庭・こどもの自己効力感を高めるためにも、配慮ある大人の声かけが重要。
- ・児童館の側からも学校との連携について考えていくことが必要。
- ・コロナ禍において、ストレスを抱えたこどもが増加し、学校や家庭で発散できないことから、様々な問題に発展する可能性があり、身近さ、暖かさのある居場所が必要、地域資源として児童館の活用が重要と考える。
- ・児童館は、併設の放課後児童クラブを退所したこどもたちが継続して利用することができ、インクルージョンに果たすべき役割は大きい。活性化する必要がある。
- ・放課後児童クラブを併設しているところも多く、提供プログラムごとに放課後子供教室との連携が可能であり、こういったものも一体型と親和性が高いと考えられる。
- ・児童館において更なるインクルージョンを推進するにあたり、多機能型児童館として、児童館・放課後児童クラブ・障害のあるこどもの受入を行う放課後児童クラブとして拠点化する方法もあるのではないかと考える。

おわりに

- 本専門委員会は全15回に亘り、我が国の放課後の子どもたちの育つ場について議論してきた。この間に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、子どもたちの育成環境には大きな影響があったことは間違いない。保護者の働く環境にも変化が見られ、放課後児童クラブの整備や利用に少なからず影響があった。
- こどもの放課後児童施策には、今回扱った論点以外にも多様な課題があることは認識している。こども家庭庁において、放課後児童クラブや児童館は「こどもの居場所づくり」の範疇で推進されると示されている。多くの子どもたちに関係している放課後のあり方については、継続した議論が展開されることが望まれる。
- 特に、こどもの居場所として共通するところを大事にしつつ、放課後児童クラブや児童館がもつ固有の機能である「遊び及び生活の場における育成支援機能」を踏まえた議論が必要である。また、今後政府で検討される「こどもの居場所づくり指針（仮称）」と放課後児童クラブ運営指針、児童館ガイドラインとの整合を検討する場面も必要と考えられる。
- こども家庭庁は、こども政策の司令塔機能を持つとされており、総合的な放課後児童施策を進めるための役割を発揮することを期待する。

※用語について

法令等で規定されている用語を除いて、「こども」と統一した。

【関連資料】

「放課後児童対策に関する専門委員会」委員名簿（令和4年度）

あべ よしえ 安部 芳絵	工学院大学教育推進機構 准教授
いけもと みか 池本 美香	株式会社日本総合研究所 上席主任研究員
うえき しんいち 植木 信一	新潟県立大学人間生活学部子ども学科 教授
おの 小野さとみ	特定非営利活動法人町田市学童保育クラブの会 金井学童保育クラブ 施設責任者兼放課後児童支援員
かしわめ れいほう ◎柏女 霊峰	淑徳大学総合福祉学部 教授
かねふじ こ 金藤ふゆ子	文教大学人間科学部 教授
こうしんぼうひろし 光真坊浩史	一般社団法人全国児童発達支援協議会 理事
しみず まきゆき 清水 将之	淑徳大学短期大学部こども学科 准教授
すずき あゆみ 鈴木安由美	静岡県健康福祉部こども未来局こども未来課 課長
すずき かつまさ 鈴木 克昌	調布市子ども生活部児童青少年課 課長
たなか ひろき 田中 弘樹	砥部町子育て支援課 課長
みずの 水野かおり	一般財団法人児童健全育成推進財団 企画調査室参事
やまだ かずえ 山田 和江	学童クラブ「清明っ子」 代表兼放課後児童支援員
やまの のりこ 山野 則子	大阪公立大学現代社会システム科学研究科 教授

（五十音順、敬称略）

【注】◎は委員長

「放課後児童対策に関する専門委員会」開催経過（令和4年度）

回数	開催年月日	議事内容
第11回	令和4年6月30日	○委員の改選について ○放課後児童対策の現状について ○今後の進め方について ○ワーキンググループの設置について ○フリートーキング
第12回	令和4年7月21日	○関係者からのヒアリング ○放課後児童クラブの待機児童対策について
第13回	令和4年9月28日	○関係者からのヒアリング ○「新・放課後子ども総合プラン」における「一体型」の推進について ○インクルージョンの推進について
第14回	令和4年12月21日	○ワーキンググループ検討内容について ○とりまとめ（案）について
第15回	令和5年〇月〇日	

「児童館のあり方に関するワーキンググループ」委員名簿

あべ 安部	よしえ 芳絵	工学院大学 教育推進機構 准教授
◎おおたけ 大竹	さとる 智	立正大学 社会福祉学部 教授
しきむら 敷村	かずもと 一元	全国児童館連絡協議会 会長 愛媛県児童館連絡協議会 会長（えひめこどもの城 園長）
ところ 所	さだゆき 貞之	城西国際大学福祉総合学部 教授
みずの 水野	かおり	一般財団法人児童健全育成推進財団 企画調査室参事

（五十音順、敬称略）

【注】◎は座長

「児童館のあり方検討ワーキンググループ」開催経過

回数	開催年月日	議事内容
第1回	令和4年8月30日	○座長の選任について ○主な論点・今後の進め方について ○児童館の現状について ○フリートーキング
第2回	令和4年10月13日	○今後の児童館のあり方について
第3回	令和4年11月22日	○とりまとめ（案）について

【参考資料】

- ・ 中間とりまとめ（概要版）